事　務　連　絡
令和３年９月 17 日

水戸市スポーツ少年団団長　様

水戸市長　高 橋　　靖

水戸市スポーツ少年団
本部長　　幡 谷　定 俊
（　公　印　省　略　）

新型コロナウイルス感染症対策に伴う市有施設の利用及び
スポーツ少年団活動の取扱いについて（通知）

時下，ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃から，本市スポーツの振興･推進につきまして，多大なる御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて，新型コロナウイルス感染症対策に伴うスポーツ少年団活動につきましては，９月８日付の文書にてお知らせしたとおり，茨城県非常事態宣言の発令を踏まえ，９月 26 日(日)までの期間の活動を中止しているところです。

昨日，茨城県において，非常事態宣言の期間を９月 19 日（日）までで，前倒し解除することが発表されましたが，県有施設（体育施設等）については，国の緊急事態宣言の期間である９月 30 日（木）まで休館を継続することとしております。

本市では，この発表を踏まえ，**市有施設（体育施設等）の利用中止期間を９月 30 日（木）まで延長するとともに，同期間におけるスポーツ少年団活動につきましても引き続き中止することといたしますのでお知らせいたします。**

なお，**国の緊急事態宣言が延長された場合は，当該措置の期間も同様に延長となります**ので，あらかじめ御承知おきください。

引き続き，新型コロナウイルス感染症の拡大防止について，御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

連絡先：水戸市市民協働部スポーツ課
住　所：〒310-8610　水戸市中央１－４－１
電　話：029-306-8136
担　当：安嶋・大高